

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二三第二項に基づき、下記の通り公表いたします。

平成26年度分

○対象事業場： 琉球セメント(株)屋部工場 沖縄県名護市字安和1008番地

1. 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量：

単位 (t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	175	34	121	135	257	63	131	125	138	156	92	140	1,567
廃プラスチック類		4	36	29	57	33	68	80	69	96	123	60	655
紙くず						16	28	20	28	16	25	24	157
木くず	606	96	577	698	538	308	631	625	651	485	525	622	6,362
ガラス陶磁器くず [※]				13	17	18	16	135	106	67	126	191	689

※「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の略称

2. 燃焼ガスおよび排ガスの測定状況：

(1)測定位置：燃焼ガス温度を除く測定位置はセメント焼成炉出口煙道

(2)測定結果：

採取日	判明日	測定値									
		燃焼ガス温度 (°C) [※]				一酸化炭素 [※] (ppm)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	硫黄酸化物 (m ³ _N /h)	ばいじん (g/m ³ _N)	塩化水素 (mg/m ³ _N)	窒素酸化物 (ppm)
		燃焼室		集塵機							
最低	最高	最低	最高								
H26.6.3	H26.7.16	1,425	1,605	108	108	535	0.00000260	<0.1	0.004	0.2	440
H26.8.6	H26.9.8	1,516	1,522	110	110			<0.1	0.002		440
H26.10.21	H26.12.8	1,623	1,624	113	115	845	0.00000055	<0.1	0.002		440
H26.12.19	H27.2.3	1,532	1,565	113	113	457	0.00000061	<0.1	0.001	0.1	400
H27.1.26	H27.3.9	1,492	1,500	113	113			<0.1	0.002		240
H27.2.26	H27.4.6	1,512	1,529	116	112	789	0.00000320	0.2	0.004		430

※燃焼ガス温度および一酸化炭素の測定値判明日は採取日によるもの

【基準値】

- ①ダイオキシン類： 0.1 ng-TEQ/m³_N 以下
- ②硫黄酸化物： 360 m³_N/h 以下
- ③ばいじん： 0.1 g/m³_N 以下
- ④塩化水素： 700 mg/m³_N 以下
- ⑤窒素酸化物： 480 ppm 以下

3. ばいじんの除去を行った日：集塵機で収集されたばいじんはすぐに原料粉砕機へ送られセメント原料となる

○その他の維持管理情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

琉球セメント株式会社 屋部工場 総務部
TEL：0980-53-8311